

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

令和6年5月15日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	(建設工事) 大成建設株式会社 中部支店 <small>(設計・測量・建設コンサルタント)</small> 大成建設株式会社	名古屋市中村 区名駅1-1-4 東京都新宿区 西新宿1-25-1	R6.5.15	R6.6.14	1か月	大成建設株式会社が共同企業体として請け負った「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」において、同社の現場代理人は、令和5年4月18日に発生した一次下請業者の作業員が負傷した事故について、遅滞なく労働者死傷病報告書を鯉沢労働基準監督署長に提出すべきところ、一次下請業者の作業所長と共謀して、同年7月4日に至るまで報告書を提出しなかった。 これにより、鯉沢簡易裁判所から、令和6年3月26日、現場代理人が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、大成建設株式会社に対して指名停止を行う。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-7)

令和6年度指名停止の運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1	株式会社家治川組	蒲郡市竹島町22-6	R6.4.17	R6.7.16	3か月	<p>東三河建設事務所発注の「現年災害復旧工事（4年災第3号）」（工期：令和4年12月8日～令和5年7月31日）において、請負者の責に帰すべき事由により工期内に工事が完了せず、令和6年3月4日までの217日間の履行遅滞が生じたものである。</p> <p>このことは、本県と締結した契約に違反することから契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社家治川組に対して指名停止を行う。</p>	東三河建設事務所	蒲郡市平田町地内	要領第4条第1項 (別表第1-4)